

2. 精神保健福祉士（精神保健福祉士法）

○ 業務内容

精神病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のための必要な訓練その他の援助を行う。

○ 試験科目

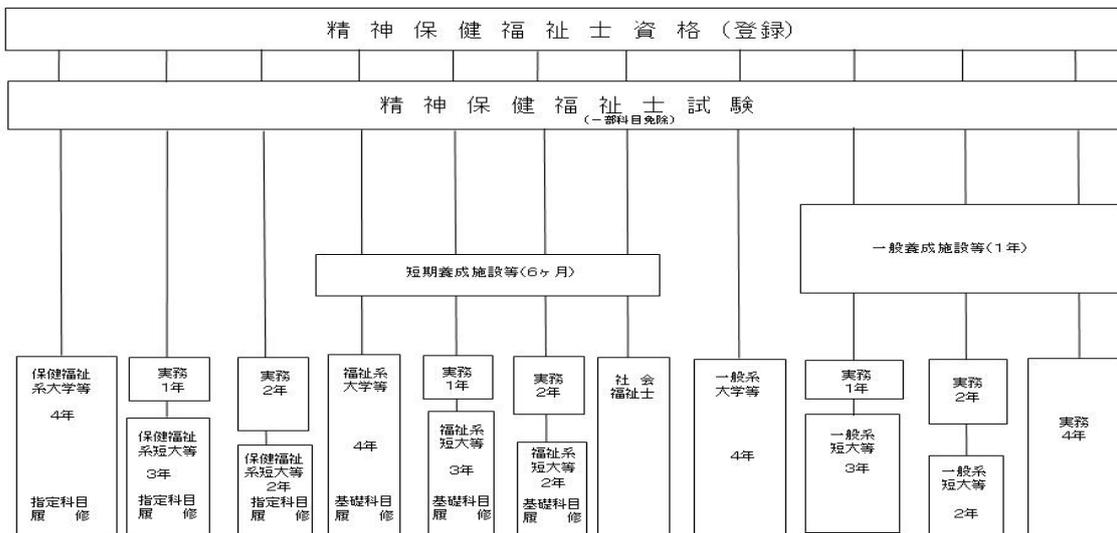
精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論
社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、精神保健福祉援助技術
医学一般、心理学、社会学、法学

※社会福祉士である者は下線の科目を免除

○ 受験資格

大学等の卒業等で、厚生労働大臣が指定する精神障害者の保健及び福祉に関する科目を履修した者、又は、厚生労働大臣が指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目を履修し、精神保健福祉士養成施設等において必要な知識及び技能を習得した者等（下記参照）

【精神保健福祉士の資格取得要件】



○ 指定科目

- ・精神医学
 - ・精神保健学
 - ・精神科リハビリテーション学
 - ・精神保健福祉論
 - ・社会福祉原論
 - ・社会保障論
 - ・公的扶助論
 - ・地域福祉論
- } の内 1 科目
- ・精神保健福祉援助技術総論
 - ・精神保健福祉援助技術各論
 - ・精神保健福祉援助演習
 - ・精神保健福祉援助実習
 - ・医学一般
 - ・心理学
 - ・社会学
 - ・法学
- } の内 1 科目

○ 基礎科目

- ・社会福祉原論
 - ・精神保健福祉援助技術総論
 - ・医学一般
 - ・社会保障論
 - ・公的扶助論
 - ・地域福祉論
 - ・心理学
 - ・社会学
 - ・法学
- } の内 1 科目
- } の内 1 科目

3. 社会福祉主事（社会福祉法）

○ 業務内容

福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護に定める援護又は育成の措置に関する事務を行う。

- ・ 福祉事務所の現業員として任用されるために必要な資格
- ・ 社会福祉施設職員等の求人において任用資格所持を条件としている例が多数ある

○ 資格取得の方法

下記の①～④のいずれかの要件を満たすことが必要

- ①大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- ②厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ④①～③の要件を満たす者と同等以上の能力を有すると認められる者
（社会福祉士、精神保健福祉士）

3. 指定科目（次の指定科目の内、いずれか3科目の履修が必要）

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学